

# 社団法人 日本近代五種・バイアスロン連合 運営規則

## (目的)

第1条 この規則は、定款に基き社団法人日本近代五種・バイアスロン連合を運営するに当たり、その詳細を定める。

## (会費等)

第2条 入会金及び年会費は以下の各号とする。

- (1) 入会金……………一律1万円
  - (2) 理事、監事……………3万円
  - (3) 正会員……………1万円
  - (4) 一般会員……………1万円
  - (5) 学生会員……………5千円
- (就学中の学童、生徒、学生等をいい、15才以上ものは在学証明書のコピーを添付する)

## (加盟団体登録費)

第3条 加盟団体登録費は一律年間1万円とし、加盟団体代表者の会費をもってこれに当てる。

## (役員 of 定年等)

第4条 役員 of 定年は満70歳とし、任期途中で70歳に達した者は、当該任期をもって退任する。

但し、国際競技連盟 of 役員を努めている場合は、年齢を問わず以下の役職とするが、議決権はないものとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、及び各委員長の場合は『嘱託理事』とする。
- (2) 各委員会委員等の役職の場合は『理事待遇』とする。

## (顧問)

第5条 顧問は会長 of 諮問機関とし、会長が委嘱する。

## (理事会 of 開催期間)

第6条 理事会は原則として年6回開催する。

## (専門委員会 of 設置)

第7条 専門委員会は、別に定める専門委員会規則によって設置する。

## (事務局員)

第8条 事務局員は、別に定める就業規則、賃金規則、旅費規程等の諸規則を遵守しなければならない

2. 事務局員 of 採用・雇用は、会長が決定する。

## (仲裁裁定)

第9条 本連合 of する決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構 of 『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁によって決定されるものとする。

## (役・職員倫理規定)

第10条 本連合 of 役・職員には別に定める「役・職員倫理規定」を適用する。

## 付則

1. 本規則は平成13年1月23日より施行する。
2. 本規則は平成15年5月12日より施行する。
3. 本規則は平成16年4月1日より施行する。
4. 本規則は平成17年4月1日より施行する。